

別表 3

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表

1. 非住宅に係る料金

(税込)単位：円

	延べ面積(㎡)	用途区分 (別表4)		
		A:ホテル、病院 集会場等	B:工場等	C:左記以外の 建築物
(1)モデル 建物法	0～100㎡以下	$n \times 69,000$	$n \times 34,000$	$n \times 62,000$
	100㎡超～200㎡以下	$n \times 88,000$	$n \times 44,000$	$n \times 79,000$
	200㎡超～300㎡以下	$n \times 139,000$	$n \times 55,000$	$n \times 99,000$
	300㎡超～500㎡以下	$n \times 143,000$	$n \times 66,000$	$n \times 110,000$
	500㎡超～1,000㎡以下	$n \times 176,000$	$n \times 70,000$	$n \times 121,000$
	1,000㎡超～2,000㎡以下	$n \times 220,000$	$n \times 77,000$	$n \times 165,000$
	2,000㎡超～3,000㎡以下	$n \times 275,000$	$n \times 110,000$	$n \times 231,000$
	3,000㎡超～4,000㎡以下	$n \times 319,000$	$n \times 130,000$	$n \times 264,000$
	4,000㎡超～5,000㎡以下	$n \times 385,000$	$n \times 165,000$	$n \times 330,000$
	5,000㎡超～10,000㎡以下	$n \times 429,000$	$n \times 198,000$	$n \times 385,000$
(2)標準 入力法 (主要室入力法)	0～100㎡以下	209,000	120,000	190,000
	100㎡超～200㎡以下	264,000	132,000	240,000
	200㎡超～300㎡以下	429,000	165,000	297,000
	300㎡超～500㎡以下	550,000	242,000	330,000
	500㎡超～1,000㎡以下	726,000	264,000	418,000
	1,000㎡超～2,000㎡以下	880,000	275,000	528,000
	2,000㎡超～3,000㎡以下	1,012,000	418,000	968,000
	3,000㎡超～4,000㎡以下	1,078,000	484,000	1,045,000
	4,000㎡超～5,000㎡以下	1,220,000	583,000	1,100,000
	5,000㎡超～10,000㎡以下	1,320,000	726,000	1,220,000

n：適用したモデル建物の数に応じた係数

モデル建築物の数	1	2	3	4以上
n	1	1.2	1.3	1.4

2. 住宅に係る料金

(税込)単位：円

申請種別	料金
一戸建ての住宅	39,000
共同住宅・長屋・寄宿舍等	別表3.1.(1)の用途区分Cによる。

- 延べ面積は建築基準法の規定による。(計算対象外面積を除く)
- 木造以外の一戸建ての住宅は、別表3.2の料金を50%加算する。
- 複合建築物の場合、非住宅部分は別表3.1、住宅部分は別表3.2により算出される料金の合計額とする。ただし、住宅が仕様基準の場合は、住宅部分の金額は一律29,000円とします(長屋・共同住宅は別途見積り)。
- 複合建築物の住宅部分で、当機関で行った設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認における審査において、基準の審査が終了済の場合、非住宅部分のみの床面積で算定し住宅部分の料金は11,000円とする。
- 用途区分が複数ある場合は上表の金額の高い方の用途分類が適用される。
- 増改築の場合、増改築に係る部分の用途による用途分類とする。
- 判定対象となる建築物に計算の対象となる室、設備等が無い場合の料金は一律25,000円とする。
- 「適合判定通知書」及び「軽微変更該当証明書」の再発行手数料は1件につき5,500円とする。
- 上記以外の評価方法による場合は別途見積もりとする。
- 【計画変更】【軽微変更該当証明】の場合、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。ただし、延べ面積が増える場合は、変更後の延べ面積により算出された料金の2分の1とし、入力方法が変更された場合は別表3の料金とする。
- 他機関で建築確認を申請する場合又は、直前の判定を他機関から受けている場合は、算出された手数料に1.5を乗じた金額とする。
- 同型建物が複数棟の場合は2棟目から別表3の料金の2分の1とする。

別表 4

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分 コード
A	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッチング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

1. 上記以外の用途は別表3表中のC「A、B以外の用途」とする。
2. その他08990は要相談とする。